

○都城市音楽大会参加費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、各種音楽大会に参加する都城市立小中学校の児童及び生徒（以下「児童生徒という。」）の後援会等の団体に対し補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象事業は、次に掲げる音楽大会への参加事業とする。ただし、九州大会及び全国大会等については、県大会等の予選を経て出場権を獲得して参加する団体に限る。

- (1) 吹奏楽コンクール
- (2) 吹奏楽コンテスト
- (3) マーチングコンテスト
- (4) 小学生バンドフェスティバル
- (5) マーチングバンド・バトントワーリング
- (6) NHK全国学校音楽コンクール
- (7) 合唱コンクール
- (8) その他市長が認めるもの

(補助金の対象経費及び額)

第3条 補助金の対象経費は、前条に掲げる音楽大会への児童生徒の参加に要する経費及び教職員が当該児童生徒を引率するのに要する経費のうち次に掲げるものとし、その額は、別表第1のとおりとする。

- (1) 旅費
- (2) 楽器運搬に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、県大会等に参加する場合の前項第1号の経費は、前条第1項の音楽大会のうち中学校選考会に係るものを除き、補助の対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、市役所本庁舎を基点とした直線距離で、40km以内に位置するインターチェンジ間を利用する場合、有料自動車道の通行料は、補助金の対象経費としない。

(補助対象人員)

第4条 補助対象人員は、各大会ごとに、参加児童生徒50人以内、引率教員については、県大会は2人以内、全国大会及び九州大会は3人以内とする。

2 引率教職員については、公務による場合は補助対象外人員とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとするときは、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添え、事業完了後1月以内又は会計年度末のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実績調書
- (2) 収支決算書
- (3) 明細書(写し)又は領収書(写し)
- (4) 大会パンフレット(開催要項及び参加校一覧の頁の写し)
- (5) 参加児童生徒名簿

(補助金の支払方法)

第6条 補助金の支払方法は、確定払とする。

附 則(令和6年6月24日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1(第3条関係)

対象経費	補助金額
旅費	都城市旅費支給条例(平成18年条例第54号)に規定する鉄道賃、船賃、航空賃等の運搬額及び宿泊費の合計額に10分の3を乗じて得た額又は実費の合計額に10分の3を乗じて得た額のいずれか少ない額
楽器運搬に要する経費	県大会又は九州大会にあつては20,000円又は実費のいずれか少ない額、全国大会にあつては実費に10分の5を乗じて得た額

